

### 1)観測機材の所有について

~現役生からの意思表示~

前委員長の斎藤さんから 2022/06/29 (水)下記内容のメールが川井宛に届いた。

・現役生で話し合った結果、以下の通りとなった。

- ① 現役生では現在足柄観測所の管理を十分に行うことができないと判断。
- ② 足柄観測所の所有権を現役生から OB 会に戻し、管理をお願いしたい。
- ③ 今年度分(2022/4/1-2023/3/31 迄)の支払済み。

※足柄観測所の観測機材の所有を現役から OB 会に戻すことが承認された(10/15)。

### 2)足柄観測所の土地使用代金について

① OB 会の所有になるので、今後最長5年間の土地使用代金¥22,000/年のうち、TUD が支払う事になっている¥5,000/年は、今後 OB 会が支払う。

(残りの¥17,000/年は、明治 OB 会が支払う)

② TUD 現役の明治大 OB への支払い(2022.5)：今年度分(2022/4/1-2023/3/31 迄)の支払い 2022.7.1 から OB 会所有になったとして差額を現役に支払う事とする。

※現役生から代金振込先の連絡待ち

齋藤前委員長から川井会長宛て連絡がありしだい会計が振込を行う。

### 3) 所有と管理の移動

実際は未だ行っていない。

書面で所有と管理の移動を明確にする必要あり。

ドームの鍵は現役が未だ持っている(管理している)。

ドームの鍵は明治 OB 側も合鍵で持っているのか？観測所のプレハブ(明治 OB 会所有)の鍵は今どうなっているのか？

<参考>OB にもドームの鍵を有償で配られていたの証言が出てきた。(飯塚さん、河崎さん)

実態を川井は把握していない。

→ 整理してしっかり管理していく。

### 4) 観測所の状態視察

観測所機器の状態を OB で視察する。

状態が悪ければ撤収を早める必要有(悪い場合、明治 OB 会に早めにご相談)。

→ 状態視察については視察の計画を立てて実行する。

## 5) 明治 OB 会との連絡,交渉

→明治への連絡は、OB 代表の重野さんへ、川井から連絡する。  
挨拶程度ですが、重野さんに連絡しています。

### 1)の補足

#### ①足柄観測所の観測機器内訳(2022.06時点)

観測所プレハブ(明治大天文部 OB 会所有)、30cm 反射鏡筒(明治大天文部OB 会所有)  
ドーム(TUD 所有)、赤道儀(TUD 所有)

ドーム、赤道儀はTUD OB会 五日市観測所にあったモノを 1994 年に移設

移設時に TUD OB 会から TUD に寄贈。(1994年五日市観測所閉所)

移設は1991年入学生(1993年執行部)が4年生の時中心になって行われた。

TUDは明治大天文部OB会の所有している足柄観測所を間借りしている(居候)。

#### ②足柄観測所撤収の件(2021.11)

- ・当面存続することになった(2026 年末が期限)が撤収までどうするか議論が必要。
- ・土地所有者(地主)が亡くなり、相続人から撤収要求あった。
- ・コロナで観測所使用料収入が入らなくなり、地主への年間使用料(22000 円)支払いが厳しくなっている。

使用料は明治大学天文部 OB 会の方で毎年支払っている。

明治大 OB 会から TUD に本年から撤収まで 22000 円の中の 5000 円を支払って欲しいとの申し出があった。

#### ③TUD現役生の反応

##### 2月~3月

- ・TUD 執行部内で使用料 5000 円支払いに難色を示す人が多い(納得していない)。  
とりあえず 2 月末の TUD 予算総会で 5000 円負担は承認された(2022 年度分)。  
川井が関根委員長から報告(陳情)を受けていた。

##### 4月~5月

4月末に現役委員長、副委員長、総務(内務)が突然退会してしまった。

- ① 退会理由は、各自いろいろあるようだが、共通しているのは、  
足柄の観測機器所有に対して、反発心がある事(前委員長から連絡あり)。  
このような火種は無くす必要がある。
- ② 前委員長から自分たちでは機器管理や明治OB会との交渉は厳しいので、  
OB会所有へして頂けないかと言われていた。

~事象解析~

- ・TUD現役、OB共に足柄観測所の利用は2017年から5年間全く無い。  
なので今年の現役執行部(2020年入学)は、足柄観測所に思い入れ等はない。  
そんな状態で明治OB会から代金支払い要求があり、拒絶反応起こしている。  
自分たちで使わないモノ、過去の現役生(現OB)に押し付けられたモノ  
というような感覚。
- ・観測所が違法建築物との話があり(農地法、都市計画法)、現役生がナーバスに

なっていたのも拒絶反応を増長した原因。

## 2)の補足

- ・現役に、支払いはいつからいつまでの分なのか確認する（済）。  
所有の移動時期から差額を現役に支払う事とする。  
代金振込先を教えてください。

## 3)の補足

移設時の取り決め等(1994年)

- ・OB会→TUD現役 書面にて所有権を明示する物は作成していない
- ・明治OB会-TUD現役 取り決め等の書面なし  
(佐野さん情報)